

3 癒しの郷とくしま

(1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

①多様な自然環境の保全の推進

すぐれた自然の風景地を保護するため、本県には、瀬戸内海国立公園、剣山と室戸阿南海岸の2つの国立公園、そして6つの県立自然公園、高丸山、野鹿池山の2箇所の自然環境保全地域が指定され、その面積は、自然公園が38,706ha、自然環境保全地域が39haとなっています。

自然公園等については、遊歩道、トイレ、展望施設等の維持管理を行いました。また、風景の保護や豊かな自然環境の保全のため、公園計画に基づく適切な利用を促進するための規制や施設整備を行うとともに、5つの公園監視団体を配置し、適切な自然公園等の保護管理を行いました。

また、近年、自然公園利用者の増加に伴い、不法投棄の増加や野生植物の持ち去りなどマナーの低下等が問題になっています。このため、平成15年4月から自然公園法が改正されたことに伴い、県民との協働のもと、監視体制の充実・強化を図り、自然公園等の保全と適正な利用を促進しています。



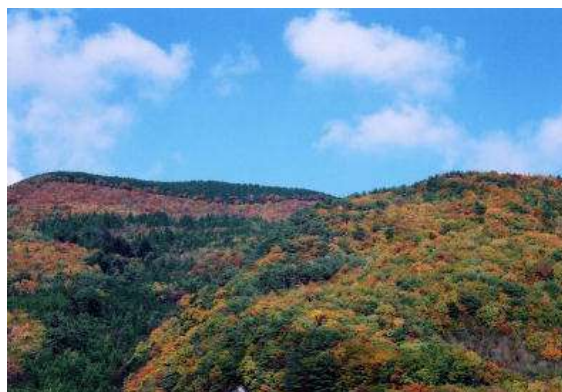
剣山国立公園



室戸阿南海岸国立公園

本県は、森林が県土の4分の3にあたる314,832haを占める森林県であり、木材生産はもとより、県土の保全、水資源のかん養、野生生物の生息や県民の保健・休息の場、そして二酸化炭素を吸収・固定し地球温暖化を抑制するなど、森林から様々な恵みを受けています。このことから、森林の有する公益的機能の保全を図るため、地域森林計画を策定し適切な管理と森林整備を進めているほか、目的別に11種類の保安林を指定しています。令和6年度末時点の指定面積は、国有林と民有林を合わせ、計117,691haとなっています。

今後も、間伐等による健全な森林整備や保安林の指定などにより森林の適切な保全・管理を図るとともに、県民が森と親しめる機会を拡充していきます。



多様な機能を有する森林

また、自然との共生を県民が身近に感じるため、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープ（生き物の棲み家）の保全及び創出を県民協働で推進しました。

さらには、藻場、干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げを行うため、藻場造成等を行うとともに、漁業者や地域住民等による保全活動が一体となった取組みを推進しました。

指 標	現状値 (2024(令和6)年度)	目標値	
		年度	数値
藻場造成箇所数(累計)	32箇所	2028年度	39箇所

②野生鳥獣適正管理の推進

生息域の拡大により農林業や自然生態系などに被害を及ぼしているニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、被害軽減や人と鳥獣との適切な関係を目指すため、適正管理計画に基づく個体数管理を推進しています。有害鳥獣捕獲への支援や指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲対策の強化といった取組みにより、ニホンジカやイノシシ等の個体数の管理に努めました。

指 標	現状値 (2024 (令和 6) 年度)	目標値	
		年度	数値
ジビエ加工施設での処理頭数	2,386 頭	2028 年度	2,200 頭

③自然とのふれあいや理解の推進

県民の自然とのふれあいの関心は年々高まっていることから、環境を損なわないような自然とのふれあいを促進するよう、自然公園の施設整備や長距離自然歩道（四国のみち）の整備（1,545.6km、うち県内320.1km）が行われています。

自然とのふれあいが促進されるよう、佐那河内いきものふれあいの里ではネイチャーセンターや自然観察スポット等を整備し、自然観察指導員を配置するなど、自然とのふれあいと自然保護活動や自然保護思想の普及啓発を進めました。また、愛鳥週間における各種催しが行われるなど、今後も、県民一人ひとりの自然とのふれあい活動を推進するよう、様々な自然体験の場や機会の創出を図ります。



四国のみち



自然環境学習

(2) 癒しの郷とくしまの創造

①身近な緑や水辺の保全・創造の推進

都市公園は、身近な緑の創出、レクリエーションやスポーツの場、都市災害における安全性の確保など様々な機能を有する施設です。

本県の1人当たり都市公園等面積は、令和5年度末で10.4m²/人（全国平均10.9m²/人）となっており、今後とも、緑豊かで潤いのある生活環境の保全と創造を図るため、都市公園の整備を推進します。

また、都市における自然的環境を良好に保つために、樹林地や水辺等に富んだ地域を風致地区として指定し、建築物等の建設や土地の造成、樹木の伐採等を規制しています。令和6年度末現在、本県では6地区、約1,220haの風致地区を指定しています。

風致の適切な維持に努め、都市の自然と美しい景観を守り、調和のとれた住みよいまちづくりを図ります。



南部健康運動公園



日の峰大神子風致地区

②快適で文化の薫り高い環境の確保

良好な景観は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であることから、平成 16 年度制定の景観法を積極的に活用し、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進します。



実りある田園



歴史的文化的街並み

貴重な動植物や地質鉱物の保護・管理のために、国や県、市町村では文化財保護法や文化財の保護に関する条例等に基づき、文化財の指定を行っています。本県では、動物 13 件（うち国指定 10 件）、植物 62 件（同 11 件）、地質・鉱物 11 件（同 4 件）の指定が行われているほか、市町村指定の天然記念物は、140 件を超えています。また、県では、16 名の文化財巡視員を配置し、その管理を図っています。

天然記念物の保全のため、天然記念物周辺における開発行為の規制等を進めるとともに、天然記念物の適切な保護・管理を進め、県民の理解と保護意識の向上を図ります。



加茂の大クス



大歩危小歩危

(3) 生物多様性のゆりかごとくしまの創造

①生物多様性保全の推進

本県には、約 3,500 種の植物、約 600 種の高等菌類、約 240 種の海藻類、そして、約 650 種の脊椎動物や約 5,000 種にのぼる無脊椎動物といった野生動植物の生息・生育が確認されていますが、その詳細な把握は十分に行われていません。これらの野生生物のなかには絶滅のおそれのあるものもことから、県では、平成 13 年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物（県レッドデータブック）」を発行し、平成 21～26 年にかけては、レッドリストの改訂作業を行いました。また、平成 18 年 3 月には、「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」を制定し、野生生物の保全を進めています。

また、26,244ha（53 箇所）の鳥獣保護区を設定し、2,499ha（22 箇所）の特別保護地区を指定するなど、鳥獣をはじめ野生生物の生息地の保全を図っています。さらに、本県の自然特性を活かした「人と自然との調和を目指した仕組みづくり」の羅針盤として、平成 25 年 10 月に策定した「生物多様性とくしま戦略」を令和 6 年 3 月に「生物多様性とくしま戦略 2024-2028」として改定し、県民協働による生物多様性の保全を図っています。



オヤニラミ



アカウミガメ

「生物多様性という地域資源を活かした、持続可能な循環型社会の実現」のためには、生物多様性の保全と持続可能な利活用に関わる県民・事業者・研究者・行政等、各主体の役割を明確にするとともに、「協働活動の輪」を拡げていくことが重要であることから、生物多様性保全活動のプラットフォームとして「とくしま生物多様性センター」を開設し、県民、関係団体、大学等の研究機関との連携を強化し、生物多様性に関する調査研究や普及啓発を推進しました。

②生態系の保全・回復・持続可能な活用の推進

コウノトリは、2017年に鳴門市において、兵庫県豊岡市とその周辺地域を除く地域としては、全国初となる野外繁殖に成功しました。野外のコウノトリは450羽を超えるまでに数を増やしていますが、人の手を借りない真の野生復帰により繁殖地を全国各地に広げることが今後の課題となっています。

本県では、コウノトリ足環装着プロジェクトチームによる足環装着によって、コウノトリ個体群管理に役立つ取組みを推進しています。令和6年度は、足環装着や救護用具の配置などの取組みを行い、コウノトリの保護に尽力しました。



コウノトリ
(写真提供：認定NPO法人とくしまコウノトリ基金)

また、絶滅危惧種の保全及び回復に向けた定期的な見直しも実施しています。希少野生生物保護検討委員会において、徳島県版種のレッドリストの見直しについて、調査及び検討を進めています。令和6年度末時点の本県における絶滅危惧種は925種類です。

令和4年1月には、生物の生息・生育空間のまとまりとして重要なエリアを選定、隣接する連続した生態系も含めた生態系全体を地域づくりに活用し、また、保全に活かしていくことができるよう「徳島県の活かしたい生態系リスト」を作成しました。

③特定外来生物対策の推進

本県は、生態系及び県民生活に被害を及ぼす恐れのあるアルゼンチンアリなどの特定外来生物については、国、市町村、地域住民等と連携し、防除に向けた対策を推進しました。特定外来生物は、令和6年度末時点で28種類が確認されており、本県では防除や注意喚起といった対策を講じました。

④生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材育成の推進

生物多様性を広く普及・浸透させ、「生物多様性とくしま戦略」を着実に実施していくためには、普及啓発や保全活動の担い手の中心となる人材が不可欠です。

そこで本県では、平成27年度から生物多様性に関する普及啓発を推進するための人材となる生物多様性リーダー及び生物多様性アドバンスリーダーを育成し、育成した人材には活動の場を提供しています。

指 標	現状値 (2024 (令和6) 年度)	目標値	
		年度	数値
生物多様性リーダー数 (累計)	142人	2028年度	200人
生物多様性を保全するための情報交換会 (累計)	7回	2028年度	10回

<令和6年度の実績>

自然観察会等の実施状況

- ・自然観察会 : 22回開催、272人参加
- ・団体等観察会 : 15回開催、312人参加